で、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 23 年 12 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における田中換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成23年12月16日から平成24年１月20日まで
3　縦覧場所
　島根県江津市事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における長谷東換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における長谷東換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 23 年 12 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における長谷東換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成23年12月16日から平成24年１月20日まで
3　縦覧場所
　島根県江津市事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における山中郷換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における山中郷換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 23 年 12 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における山中郷換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成23年12月16日から平成24年１月20日まで
3　縦覧場所
　島根県江津市事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における日南換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における日南換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 23 年 12 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における日南換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成23年12月16日から平成24年１月20日まで
3　縦覧場所
　島根県浜田市事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における高見換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における高見換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 23 年 12 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における高見換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成23年12月16日から平成24年１月20日まで
3　縦覧場所
　島根県邑南町事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における原換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における原換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 23 年 12 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における原換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成23年12月16日から平成24年１月20日まで
3　縦覧場所
　島根県邑南町事務所